

茨城県では、令和8年度末の供用開始を目指し、安心・安全な新しい産業廃棄物最終処分場の整備を進めています

新産業廃棄物最終処分場完成予想図



施設の概要

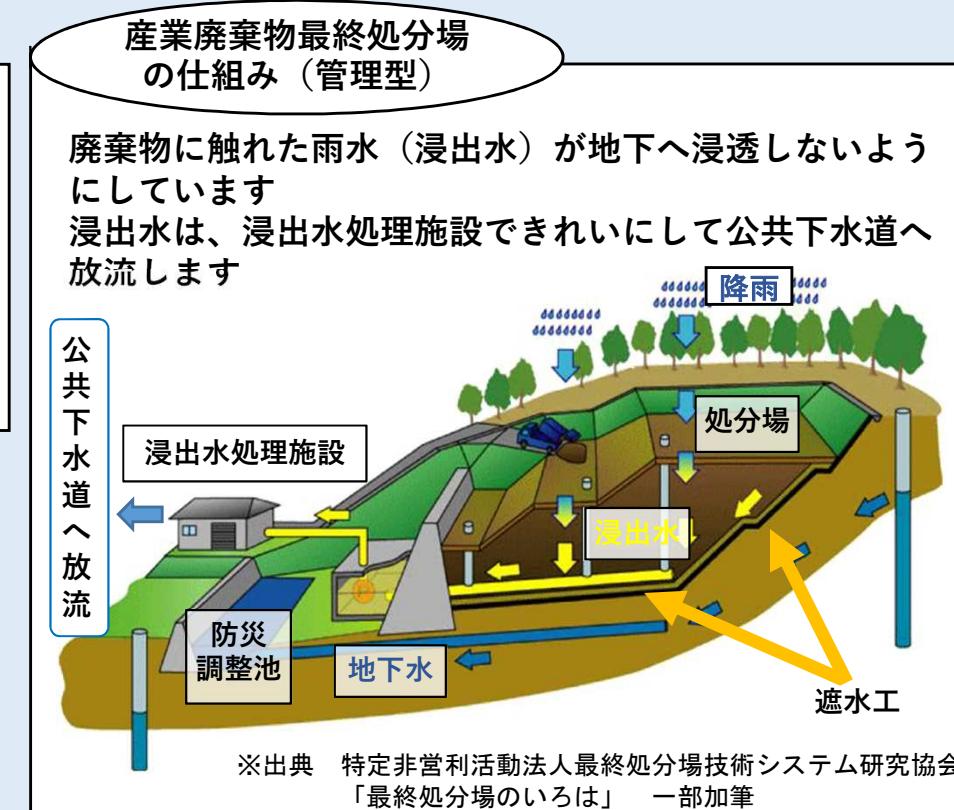
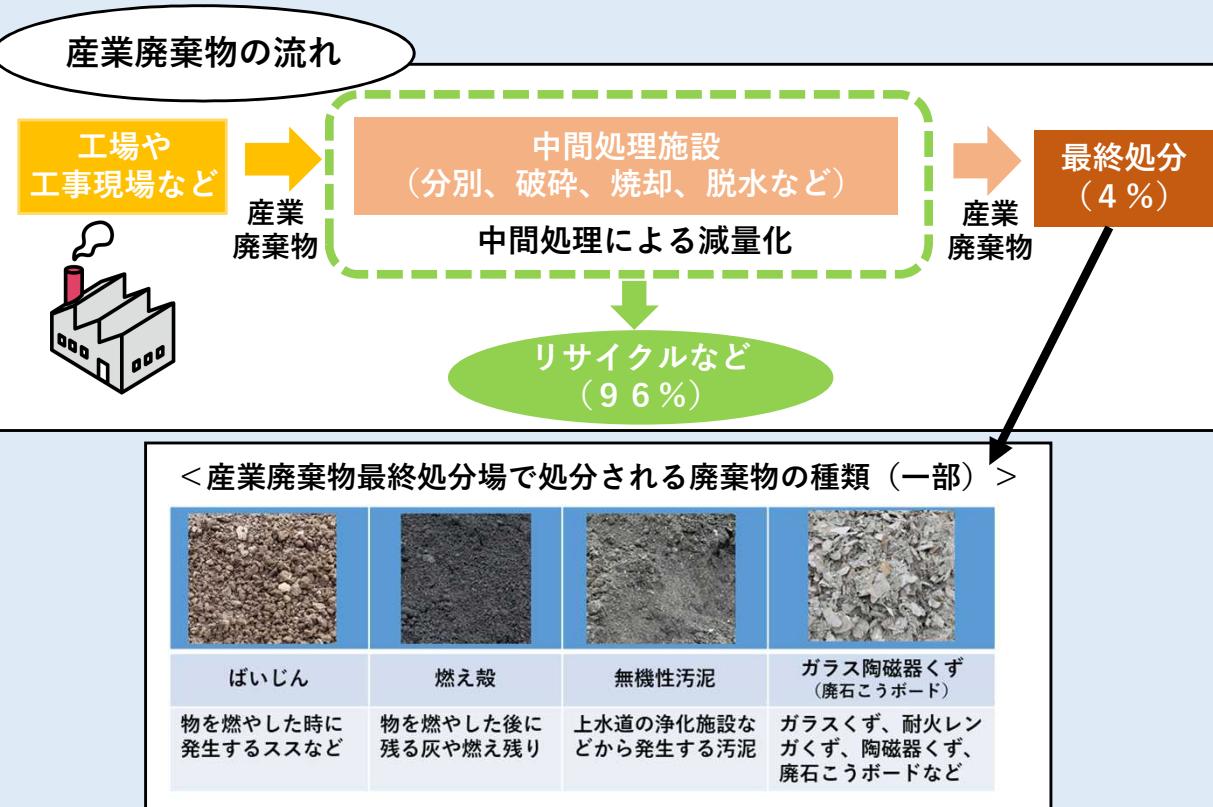
- 事業主体：(一財) 茨城県環境保全事業団
- 整備地：日立市諏訪町地内
(日立セメント大平田鉱山跡地)
- 施設の種類：管理型最終処分場
- 埋立面積：約9.3ha
- 埋立容量：約240万m³
- 埋立期間：20～23年程度
- 浸出水処理施設の処理能力：400m³/日
- 供用開始：令和8年度末予定

受入廃棄物

- 産業廃棄物
燃え殻、汚泥（無機性のものに限る）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石こうボードを含む）、鉱さい、がれき類（建設系混合物を含む）、ばいじん
- 一般廃棄物
地方公共団体の焼却施設から出た焼却灰等（焼却灰、ばいじん、熔融スラグ）、不燃残さ、災害廃棄物

産業廃棄物最終処分場ってなに？

- 茨城県内の約96%の産業廃棄物はリサイクルや減量化されていますが、約4%のリサイクルできない産業廃棄物は最終処分（埋立処分）されています（茨城県産業廃棄物実態調査（平成30年度版））
- 最終処分される産業廃棄物を安全に埋め立てる施設が産業廃棄物最終処分場です



産業廃棄物最終処分場は何で必要なもの？

- 廃棄物の減量化やリサイクルを進めていますが、どうしてもリサイクルできない廃棄物は最終処分（埋立処分）する必要があります
- 産業廃棄物最終処分場がないと廃棄物は行き場をなくしてしまうため、県土の保全のためにも必要な施設です
- 県関与の産業廃棄物最終処分場「エコフロンティアかさま」の埋立進捗が進んでいることから、後継施設となる新しい処分場が必要です

新産業廃棄物最終処分場における工事の状況について

令和6年5月から処分場の工事に着手し、現在、埋立地を造るための土地の整備や防災調整池設置のための工事等を行っています。



処分場整備地の全体写真（R6.12月撮影）

①埋立地造成のための盛土工
⇒廃棄物を埋め立てる場所を造っています



R6. 12月撮影

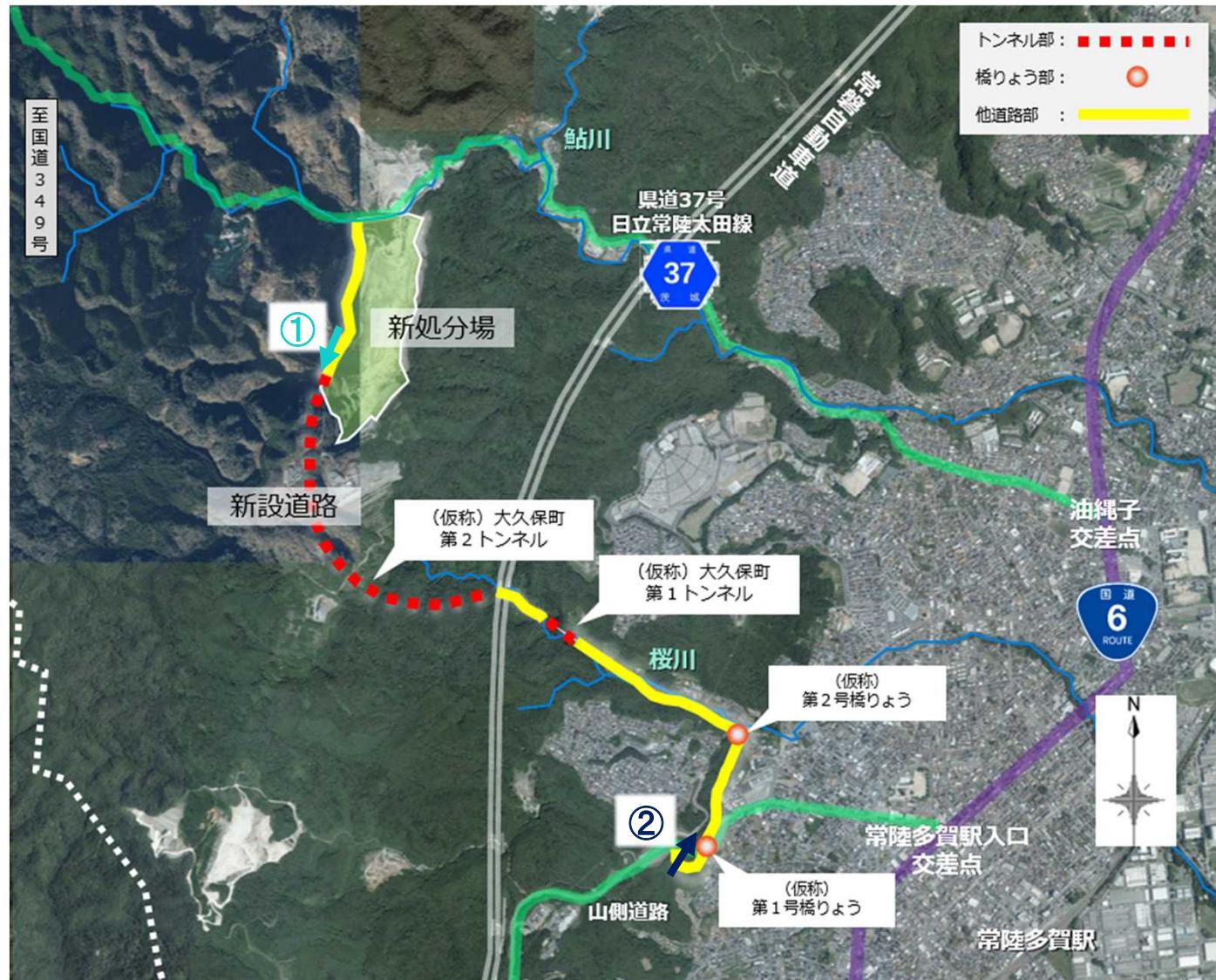
②防災調整池設置工事
⇒埋立地周辺に降った雨水（廃棄物に触れていない雨水）を溜めて、適切に鮎川へ放流する施設を造っています



R6. 12月撮影

新設道路の工事の状況について

県では、新処分場への搬入ルートとなる新しい県道（延長約4 km）の整備を進めています



新産業廃棄物最終処分場及び新設道路の位置図

①新設道路の工事用進入路工事



②新設道路の工事用進入路工事

